

大規模災害時における歯科保健医療体制の現状に関するアンケート調査

※ご回答は別添のExcelファイル「回答入力用」へご入力下さい※

保健所名	保健所		
記入者名		職 種	
常勤職員数			
所在地	都道府県		
管轄市町村名			
管内人口	人	管内面積	km ²
連絡先電話／FAX 番号	／		
e-mail			

A. 貴保健所の歯科医師・歯科衛生士の配置状況についてお尋ねします。
該当する番号を1つ選んで下さい。ただし、問1-1は人数をお書き下さい。

問1 貴保健所に歯科医師はいますか。

1. 常勤職員がいる	2. 非常勤嘱託職員がいる	3. 両方いる	4. いない
------------	---------------	---------	--------

問1-1 歯科医師の「1. 常勤職員がいる」場合、何人ですか。

人

問1-2 「4. いない」場合、管内の行政機関（市町村庁、その他都道府県および市町村の出先機関など）

にいますか。

1. いる	2. いない	3. わからない
-------	--------	----------

問2 貴保健所に歯科衛生士はいますか。

1. 常勤職員がいる	2. 非常勤嘱託職員がいる	3. 両方いる	4. いない
------------	---------------	---------	--------

問2-1 「4. いない」場合、管内の行政機関（市町村庁、その他都道府県および市町村の出先機関など）

にいますか。

1. いる	2. いない	3. わからない
-------	--------	----------

B. 大規模災害時における歯科保健医療に関する救護体制の整備状況についてお尋ねします。
該当する番号を1つ選んで下さい。

問1 貴保健所が所属する都道府県もしくは政令指定都市の地域防災計画（災害対策計画）
において、保健所が果たすべき役割に関する規定はありますか。

- | | | |
|-------|-------|----------|
| 1. ある | 2. ない | 3. わからない |
|-------|-------|----------|

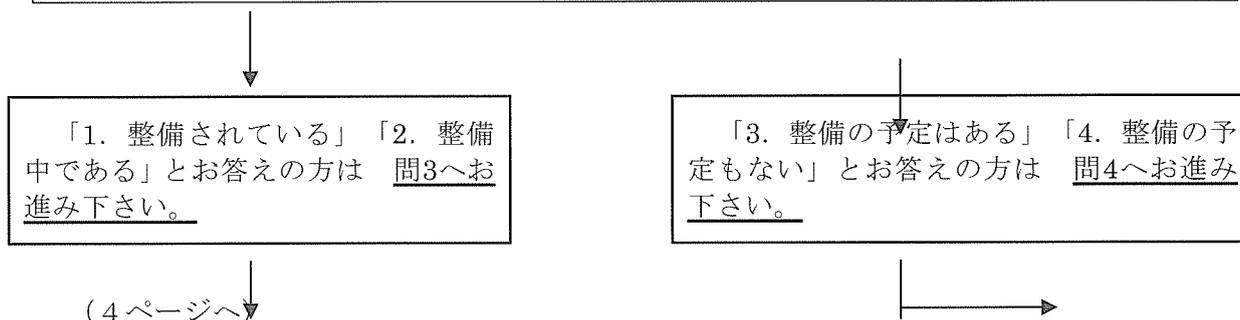
問1-1 「1. ある」とお答えの方にお尋ねします。

その中に歯科保健医療に関する規定はありますか。

- | | | |
|-------|-------|----------|
| 1. ある | 2. ない | 3. わからない |
|-------|-------|----------|

問2 大規模災害時における、保健所管内での歯科保健医療に関する救護体制は整備されて
いますか。

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. 整備されている | 2. 整備中である |
| 3. 整備の予定はある | 4. 整備の予定もない |



問3 「1. 整備されている」「2. 整備中である」とお答えの方にお尋ねします。

問3-1 災害発生時、保健所管内の歯科保健医療に関する救護活動において、指示系統の実質
的な中心はどこが担いますか。

- | | | |
|---------------------|------------------|--------------|
| 1. 都道府県庁／政令指定
都市 | 2. 県の地域振興局など | 3. 市区町村役場 |
| 4. 保健所 | 5. 病院歯科 | 6. 都道府県歯科医師会 |
| 7. 郡市区歯科医師会 | 8. その他（具体
的に： | |

問3-2 その救護体制はマニュアル化されていますか。

- | | |
|----------|-----------|
| 1. されている | 2. されていない |
|----------|-----------|

問3-3 マニュアル化「1. されている」とお答えの方にお尋ねします。

マニュアルには、どのような項目が含まれていますか。(複数回答可)

1. 連絡網	2. 役割分担	3. 歯科災害拠点病院との連携体制
4. 歯科医師会との連携体制	5. 処置手順	6. 仮設診療所の設置
7. 避難所への巡回相談・往診		8. 巡回歯科診療車両の手配
9. ボランティアの受け入れ		10. 歯科医療機関の確保
11. 隣接都道府県との歯科応援体制・内容	12. その他 (具体的に:)	

問3-4 保健所管内において、保健所を実施主体とした災害時歯科保健医療に関する研修を実施していますか。

1. 実施している	2. 実施していない
-----------	------------

問3-5 「1. 実施している」とお答えの方にお尋ねします。その研修は定期的に行われていますか。

1. 定期的に行う(年に 回)	2. 不定期で行う
-----------------	-----------

問3-6 災害発生時、歯科保健医療に関わるマンパワー(歯科関係者もしくは歯科医療機関に務める事務職)の確保に関する規定/協定(申し合わせ)はありますか。(複数回答可)

1. 緊急召集に関する規定を設けている	2. 管内行政関係団体等と協定(申し合わせ)がある
3. 保健所以外の組織機関が中心に対応している	4. ない

問3-7 管轄地域が被災した場合に備えて、県外や市区域外の非被災地域(管轄外の地域)との協定(申し合わせ)がありますか。

1. ある	2. ない
-------	-------

問3-8 備蓄されている、または災害時に支援される歯科医療器材・医薬品等の供給システムの中心的役割はどかが担っていますか。

1. 都道府県庁/政令指定都市	2. 県の地域振興局など	3. 市区町村役場
4. 保健所	5. 病院歯科	6. 都道府県歯科医師会
7. 郡市区歯科医師会	8. その他(具体的に:)	

【ここまでの回答を終えられた方は問5までお進み下さい。】

問4 「3. 整備の予定はある」「4. 整備の予定もない」とお答えの方にお尋ねします。

問4-1 現在、歯科保健医療に関する体制が整備されていない理由を選んで下さい。

(複数回答可：ただし3つまで)

1. 都道府県・政令都市として整備している	2. 緊急度が低い	
3. 危機意識が低い	4. 需要が見込まれない	5. 人員不足の問題
6. 予算上の問題	7. 担当部署がない	8. 歯科医療機関の協力が得られない
9. 保健所内でリーダーシップをとれる人がいない	10. その他(具体的に： い)	

問4-2 早急に体制整備に取り組むべきだと思いますか。

1. 強く思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. まったく思わない
5. わからない			

このまま問5 にお進み下さい。

問5 災害時、民間(NPOやボランティア等)から歯科医療ボランティアの申し出があった場合、受け入れ窓口となるのはどこですか。(複数回答可)

1. 都道府県庁・政令指定都市担当課	2. 県の地域振興局など	
3. 市区町村役場	4. 保健所	5. 病院歯科
6. 都道府県歯科医師会	7. 郡市区歯科医師会	8. 社会福祉協議会
9. NPO	10. その他(具体的に：)	11. ない

問6 歯科医療機関と合同の災害対策訓練を保健所管内で実施していますか。

1. 実施している	2. 実施していない
-----------	------------

問6-1 合同訓練を「1. 実施している」とお答えの方にお尋ねします。

合同訓練に参加している組織を下記から選んで下さい。(複数回答可)

1. 病院歯科	2. 病院歯科医会	3. 都道府県歯科医師会
4. 郡市区歯科医師会	5. 都道府県歯科衛生士会	
6. 都道府県歯科技工士会	7. その他(具体的に：)	

問6-2 合同訓練を「2. 実施していない」とお答えの方にお尋ねします。実施していない理由を選んで下さい。(複数回答可：ただし3つまで)

1. 都道府県/政令都市として実施している	2. 緊急度が低い
-----------------------	-----------

- | | | |
|--------------------------|--------------------|--------------------|
| 3. 危機意識が低い | 4. 需要が見込まれない | 5. 人員不足の問題 |
| 6. 予算上の問題 | 7. 担当部署がない | 8. 歯科医療機関の協力が得られない |
| 9. 保健所内にリーダーシップをとれる人がいない | 10. その他（具体的に：
） | |

問7 多数の死者が出るような大規模災害の場合、亡くなった方の身元確認を歯型鑑定で行う必要があります。保健所管内において歯型鑑定に関するシステムは整備されていますか。

- | | | |
|------------|-------------|----------|
| 1. 整備されている | 2. 整備されていない | 3. わからない |
|------------|-------------|----------|

問7-1 「1. 整備されている」とお答えの方、そのシステムはマニュアル化されていますか。

- | | |
|----------|-----------|
| 1. されている | 2. されていない |
|----------|-----------|

問7-2 「2. 整備されていない」とお答えの方、その理由を選んで下さい。（複数回答可：ただし3つまで）

- | | | |
|--------------------------|--------------------|--------------------|
| 1. 都道府県／政令都市として整備している | 2. 緊急度が低い | |
| 3. 危機意識が低い | 4. 需要が見込まれない | 5. 人員不足の問題 |
| 6. 予算上の問題 | 7. 担当部署がない | 8. 歯科医療機関の協力が得られない |
| 9. 保健所内にリーダーシップをとれる人がいない | 10. その他（具体的に：
） | |

問8 災害に備え、歯科医療関係の機関と協議を行っていますか。

問8-1 病院歯科と協議を行っていますか。

- | | | |
|--------------|--------------|------------------------|
| 1. 定期的に行っている | 2. 不定期に行っている | 3. 行っていない
(理由：
) |
|--------------|--------------|------------------------|

問8-2 都道府県歯科医師会と協議を行っていますか。

- | | | |
|--------------|--------------|------------------------|
| 1. 定期的に行っている | 2. 不定期に行っている | 3. 行っていない
(理由：
) |
|--------------|--------------|------------------------|

問8-3 郡市区歯科医師会と協議を行っていますか。

- | | | |
|--------------|--------------|------------------------|
| 1. 定期的に行っている | 2. 不定期に行っている | 3. 行っていない
(理由：
) |
|--------------|--------------|------------------------|

問9 災害発生時における、病院歯科、歯科医師会に期待する機能・役割をお書き下さい。
(自由筆記)

C. 大規模災害時に備えた歯科保健医療のあり方についてお尋ねします。 阪神淡路大震災時の状況を踏まえた下記の質問について、該当する回答番号を1つだけ選んで下さい。

問1 阪神淡路大震災時の避難所生活では、水や歯ブラシの不足から、う蝕・歯周炎など歯科疾患の悪化が目立ち、併せてストレスや疲労、栄養の偏りから口内炎・歯肉炎等の患者が多数発生しました。貴保健所には、災害時に備えた歯科医療・衛生用品の備蓄はありますか。

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

問1-1 「1. ある」とお答えの方、下記の口腔ケア用品・薬剤のうち、備蓄があるものの番号をお答え下さい。（複数回答可）

- | | | |
|---------------|---------|------------------|
| 1. 歯ブラシ | 2. 歯磨き剤 | 3. 義歯洗浄剤 |
| 4. 義歯接着剤 | 5. 含嗽剤 | 6. 口内炎治療薬（ケナログ等） |
| 7. その他
() | | |

問1-2 「2. ない」とお答えの方、その理由をお選び下さい。（複数回答可：ただし3つまで）

- | | | |
|---------------------|--------------|-------------|
| 1. 都道府県／政令都市が備蓄している | 2. 緊急度が低い | |
| 3. 危機意識が低い | 4. 需要が見込まれない | 5. 人員不足の問題 |
| 6. 予算上の問題 | 7. 担当部署がない | 8. 備蓄の場所がない |
| 9. その他
() | | |

問1-3 「2. ない」とお答えの方、貴保健所以外で備蓄がありますか。（複数回答可）

- | | | |
|-----------------------|------------|----------|
| 1. 都道府県／政令指定都市本庁にある | | |
| 2. （都道府県／郡市区）歯科医師会にある | | |
| 3. 災害拠点病院にある | 4. 病院歯科にある | 5. わからない |

問2 阪神・淡路大震災では、高齢者の多くが就寝中のため義歯を外しており、義歯紛失・破損による食事困難という問題が起きました。そのため、歯科ボランティアによる応急の義歯製作も行われましたが、貴保健所における応急の義歯作成のための備えについてお尋ねします。

問2-1 応急の義歯作成のための機材がありますか。

- | | | | |
|-----------|-----------|----------------|----------|
| 1. 保健所にある | 2. 保健所にない | 3. 保健所以外の機関にある | 4. わからない |
|-----------|-----------|----------------|----------|

問2-2 応急の義歯作成のための材料がありますか。

- | | | | |
|-----------|-----------|----------------|----------|
| 1. 保健所にある | 2. 保健所にない | 3. 保健所以外の機関にある | 4. わからない |
|-----------|-----------|----------------|----------|

問2-3 隣接都道府県において対応できる歯科診療施設に関する情報を把握していますか。

- | | |
|--------------------|------------|
| 1. 把握している | 2. 把握していない |
| 3. 保健所以外の機関が把握している | 4. わからない |

問3 仮設診療所の場合、介助が必要な高齢者・障害者の受診が少なかったという報告があります。これらの方々の歯科保健医療のニーズを把握し、サービスを提供するためには地域を巡回する必要がありますが、その備えに関してお尋ねします。

問3-1 貴保健所に歯科保健医療のニーズの把握のための巡回体制はありますか。

- | | | | |
|-------|-------|----------------|----------|
| 1. ある | 2. ない | 3. 保健所以外の機関にある | 4. わからない |
|-------|-------|----------------|----------|

問3-2 貴保健所に歯科診療用車両は確保されていますか。 (複数回答可)

- | | |
|------------------------|------------|
| 1. 都道府県／政令指定都市本庁が確保 | 2. 市町村が確保 |
| 3. 保健所が確保 | 4. 病院歯科が確保 |
| 5. (都道府県／郡市区) 歯科医師会が確保 | 6. 確保していない |
| 7. わからない | |

問4 貴保健所に歯科診療所の被災状況や回復状況を把握する体制はありますか。

- | | | | |
|-------|-------|----------------|----------|
| 1. ある | 2. ない | 3. 保健所以外の機関にある | 4. わからない |
|-------|-------|----------------|----------|

問5 愛知県歯科医師会では、災害に遭遇して身元確認が必要になった場合に備え、「DNA採取・保管事業」を開始しています。貴保健所の管轄地域で同事業が始まった場合、保健所としてどのような協力を想定されますか。

- | | | |
|----------------|------------|-----------|
| 1. 企業や市民への啓発 | 2. サンプルの保管 | 3. 協力しかねる |
| 4. 今のところ想定しかねる | 5. その他 () | |

ご協力ありがとうございました。

「大規模災害時における歯科保健医療体制の現状に関するアンケート調査」へのご協力をお願い

都道府県歯科医師会 殿

本調査は、平成17年度厚生労働科学研究「地域保健行政の再構築に関する研究」（主任研究者・国際医療福祉大学学長 谷修一）の一環として、災害時の保健医療体制を統括されます都道府県歯科医師会代表者の皆様にご協力をお願いするものです。

わが国では平成7年1月の阪神淡路大震災、16年10月の新潟県中越地震をはじめとする大規模な地震災害が繰り返された経験から、被災者を取り巻く環境の時系列的な変化に対応した歯科医療活動が歯科医師会の危機管理機能の極めて重要な課題となっております。

災害時におきましては、救急医療（顎骨の打撲、口腔内裂傷等の外科的歯科医療）の対応のみならず、被災者の義歯の紛失・破損による咀嚼障害、さらには長期の避難生活における口腔清掃不良による歯周病、口腔粘膜疾患の悪化に対し、歯科医療・保健面での幅広い対応が望まれます。未明に発生した阪神淡路大震災では、義歯を装着する間もなく避難を余儀なくされた高齢者の多くが、乾パンなどの救援食による食生活に大きな支障を来しました。また、水や口腔ケア用品が不足する中、十分な口腔ケアが行われず歯科疾患を患う被災者が多発するなど、避難生活が長期化するにつれて直接の健康被害を及ぼした事例も多数報告され、歯科保健医療の救急体制を確保することの必要性が強く示唆されました。

本調査は、災害時における歯科保健医療の備えに対する実態を把握することによって、地域における歯科保健医療システムの構築に向けての基礎資料の収集を目的としております。

ご回答いただいた内容は、すべて統計的に処理し、回答者個人および個々の歯科医師会が特定されるような公表はいたしません。また本調査以外の目的に使用することは決してございません。お忙しいところ恐れ入りますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ご回答は平成18年11月24日（金）までに、同封の封筒にてご返信いただければ幸いです。

分担研究者 東京医科歯科大学歯学部口腔保健学科教授 寺岡加代

連絡先 東京医科歯科大学歯学部口腔保健学科 口腔健康教育学分野

〒113-8549 東京都文京区湯島1-5-45

電話： 03-5803-4545 FAX： 03-5803-0239

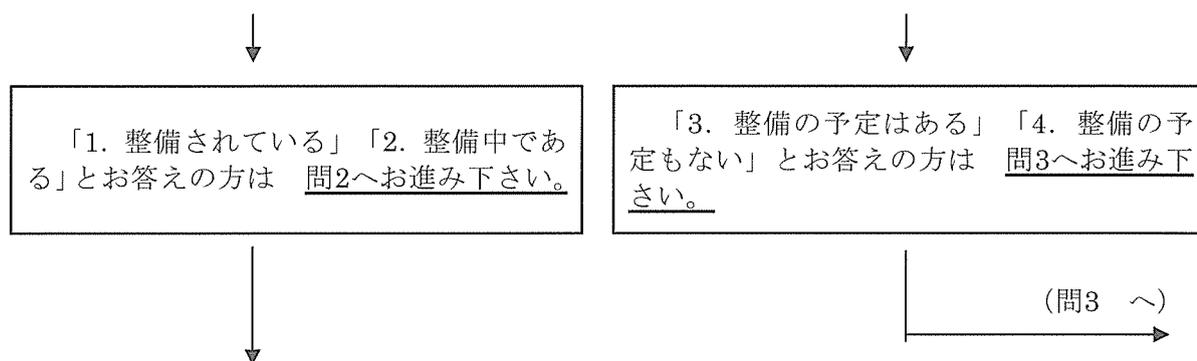
大規模災害時における歯科保健医療体制の現状に関するアンケート調査

記入者名		職 種	
所在地	都道府県		
歯科医師会・会員数			
連絡先電話／FAX番号			
e-mail	／		

A. 大規模災害時における歯科保健医療に関する救護体制の整備状況についてお尋ねします。下記の質問について、該当する番号を1つ選んで下さい。

問1 貴歯科医師会で、大規模災害時における歯科保健医療に関する救護体制は整備されていますか。

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. 整備されている | 2. 整備中である |
| 3. 整備の予定はある | 4. 整備の予定もない |



問2 「1. 整備されている」 「2. 整備中である」とお答えの方にお尋ねします。

問2-1 災害発生時、歯科保健医療の救護活動において、指示系統の実質的な中心はどこが担いますか。

1. 都道府県庁／政令指定都市/特別区	2. 保健所	3. 病院歯科
4. 都道府県歯科医師会	5. 郡市区歯科医師会	6. その他（具体的に： 会）

問2-2 その救護体制はマニュアル化されていますか。

1. されている	2. されていない
----------	-----------

問2-3 マニュアル化「1. されている」とお答えの方にお尋ねします。

マニュアルには、どのような項目が含まれていますか。(複数回答可)

- | | | |
|------------------|-----------------------|-------------------|
| 1. 連絡網 | 2. 役割分担 | 3. 歯科災害拠点病院との連携体制 |
| 4. 保健所との連携体制 | 5. 処置手順 | 6. 仮設診療所の設置 |
| 7. 避難所への巡回相談・往診 | 8. 巡回歯科診療車両の手配 | |
| 9. ボランティアの受け入れ | 10. 隣接都道府県との歯科応援体制・内容 | |
| 11. 隣接都道府県との応援体制 | 12. その他(具体的に:) | |

問2-4 貴歯科医師会において、災害時の歯科保健医療に備えた研修を実施していますか。

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 実施している | 2. 実施していない |
|-----------|------------|

【ここまでの回答を終えられた方は問4までお進み下さい。】

問3 「3. 整備の予定はある」「4. 整備の予定もない」とお答えの方にお尋ねします。

問3-1 現在、歯科保健医療に関する体制が整備されていない理由を選んで下さい。

(複数回答可: ただし3つまで)

- | | | |
|----------------------------|-----------------|--------------------|
| 1. 都道府県/政令都市/特別区として整備されている | 2. 緊急度が低い | |
| 3. 危機意識が低い | 4. 需要が見込まれない | 5. 人手不足の問題 |
| 6. 予算上の問題 | 7. 担当部署がない | 8. 歯科医療機関の協力が得られない |
| 9. リーダーシップをとれる人がいない | 10. その他(具体的に:) | |

問3-2 早急に体制整備に取り組むべきだと思いますか。

- | | | | |
|----------|-------|------------|-------------|
| 1. 強く思う | 2. 思う | 3. あまり思わない | 4. まったく思わない |
| 5. わからない | | | |

このまま問4にお進み下さい。

B. 大規模災害時における関係機関との連携体制の整備状況についてお尋ねします。

下記の質問について、該当する番号を1つ選んで下さい。

問4 関係機関と合同の災害対策訓練を実施していますか。

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 実施している | 2. 実施していない |
|-----------|------------|

問4-1 合同訓練を「1. 実施している」とお答えの方にお尋ねします。

合同訓練に参加している組織を下記から選んで下さい。(複数回答可)

- | | | |
|---------------|----------------|-------------|
| 1. 病院歯科 | 2. 病院歯科医会 | 3. 郡市区歯科医師会 |
| 4. 都道府県歯科衛生士会 | 5. 都道府県歯科技工士会 | |
| 6. 保健所 | 7. その他(具体的に:) | |

問4-2 合同訓練を「2. 実施していない」とお答えの方にお尋ねします。実施していない理由を選んで下さい。(複数回答可: ただし3つまで)

- | | | |
|---------------------------|-----------------|------------------|
| 1. 都道府県/政令都市/特別区として実施している | 2. 緊急度が低い | |
| 3. 危機意識が低い | 4. 需要が見込まれない | 5. 人手不足の問題 |
| 6. 予算上の問題 | 7. 担当部署がない | 8. 関係機関の協力が得られない |
| 9. リーダーシップをとれる人がいない | 10. その他(具体的に:) | |

問 5 関係機関と協議を行っていますか。

問5-1 都道府県庁/政令指定都市/特別区の担当課と協議を行っていますか。

- | | | |
|--------------|--------------|---------------------|
| 1. 定期的に行っている | 2. 不定期で行っている | 3. 行っていない
(理由:) |
|--------------|--------------|---------------------|

問5-2 保健所と協議を行っていますか。

- | | | |
|--------------|--------------|---------------------|
| 1. 定期的に行っている | 2. 不定期で行っている | 3. 行っていない
(理由:) |
|--------------|--------------|---------------------|

問5-3 病院歯科と協議を行っていますか。

- | | | |
|--------------|--------------|---------------------|
| 1. 定期的に行っている | 2. 不定期で行っている | 3. 行っていない
(理由:) |
|--------------|--------------|---------------------|

問5-4 郡市区歯科医師会と協議を行っていますか。

- | | | |
|--------------|--------------|---------------------|
| 1. 定期的に行っている | 2. 不定期で行っている | 3. 行っていない
(理由:) |
|--------------|--------------|---------------------|

C. 大規模災害時に備えた歯科保健医療の備えについてお尋ねします。下記の質問について、該当する回答番号を1つだけ選んで下さい。

問6 貴歯科医師会には、災害時に備えた歯科医療・衛生用品の備蓄はありますか。

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

問6-1 「1. ある」とお答えの方、下記の口腔ケア用品・薬剤のうち、備蓄があるものの番号をお答え下さい。(複数回答可)

1. 歯ブラシ	2. 歯磨き剤	3. 義歯洗浄剤
4. 義歯接着剤	5. 応急義歯作製の機材	6. 洗口・含嗽剤
7. 口内炎治療薬(ケナログ等)	8. その他()	

問6-2 「2. ない」とお答えの方、その理由をお選び下さい。(複数回答可:ただし3つまで)

1. 都道府県/政令都市/特別区が備蓄している	2. 緊急度が低い	
3. 危機意識が低い	4. 需要が見込まれない	5. 人員不足の問題
6. 予算上の問題	7. 担当部署がない	8. 備蓄の場所がない
9. その他()		

問6-3 隣接都道府県において対応できる歯科診療施設に関する情報を把握していますか。

1. 把握している	2. 把握していない
3. 歯科医師会以外の機関が把握している	4. わからない

仮設診療所への受診が困難な方々の歯科保健医療のニーズ把握に関する備えについてお尋ねします。

問7-1 貴歯科医師会に歯科保健医療のニーズの把握のための巡回体制はありますか。

1. ある	2. ない	3. 歯科医師会以外の機関にある	4. わからない
-------	-------	------------------	----------

問7-2 歯科診療用車両は確保されていますか。(複数回答可)

1. 都道府県/政令指定都市/特別区が確保	2. 都道府県歯科医師会が確保
3. 郡市区歯科医師会が確保	4. 病院歯科が確保
5. 確保していない	6. わからない

問8 貴歯科医師会に歯科診療所の被災状況や回復状況を把握する体制はありますか。

1. ある	2. ない	3. 歯科医師会以外の機関にある	4. わからない
-------	-------	------------------	----------

最後に、災害発生時における歯科保健医療についての保健所に期待する機能・役割をお書き下さい。

(自由筆記:)

ご協力ありがとうございました。

4. 地域保健行政に必要とされる機能に関する研究

分担研究者

曾根 智史（国立保健医療科学院 公衆衛生政策部 部長）

研究要旨

本研究では、生物テロを含む健康危機管理機能が重視される中で、今後のわが国の地域保健行政システムの再構築に資することを目的として、地域における公衆衛生の機能はどのようにあるべきかを主として文献的に検討した。その結果、以下の点が明らかとなった。

1. 公衆衛生を歴史的にみると、環境段階、個別対応段階、治療段階という古典的な公衆衛生の段階を経て、New Public Healthの段階に達していること。
2. New Public Healthとは、衛生、環境、健康増進、個人またはコミュニティに対する予防サービスに基づき、臨床医療、リハビリテーションや介護などの幅広いサービスと結びついて、個人や社会の健康水準を維持・改善するための包括的アプローチであること。また、ヘルスセクターのみならず他の多くのセクターが関係し、国から市町村に至るまでの行政と様々なNGOが共通の目的と個別の目標をもって、システムティックに連携する必要があること。
3. 2001年の米国での同時多発テロや炭疽菌テロ、その後の世界的な新興・再興感染症の流行が、公衆衛生の重要性と同時に、公衆衛生インフラの不備を再認識させるきっかけとなったこと。
4. わが国の公衆衛生上の健康危機管理体制を整備していく上で、事例発生の検知、情報の取り扱い、プライバシーの保護、対応計画の整備、知事の権限、行政の責任と免責、情報の公開などの点で、米国モデル州法健康危機管理法に参考とすべき点が多いこと。
5. 今後必要とされるNew Public Healthの機能としては、対象の疫学的絞込みを目的とする“地域診断”が重要であり、また、保健医療情報の一元化と効率的利用が必要となること。
6. 健康危機管理業務の重視は、少なくともこれまでのNew Public Healthの枠組みを否定するものではないこと。また、健康危機管理業務の強化は、従来業務を含む公衆衛生システム全体の強化に結びつける必要があること。

研究協力者（平成18年度）

逢見憲一 国立保健医療科学院公衆衛生政策部主任研究官

A. 研究目的

本研究では、生物テロを含む健康危機管理機能が重視される中で、今後のわが国の地域保健行政システムの再構築に資することを目的として、地域における公衆衛生の機能はどのようにあるべきかを主として文献的に検討した。

B. 研究方法

1. New Public Healthに関する文献的研究

公衆衛生の潮流・今後の方向性を検討したNew Public Healthに関する文献として、以下のものを取り上げ、その内容を検討した。

1) WHO. New challenges for public health. Report of an interregional meeting, Geneva, 27-30 Nov. 1995.

また、2001年の同時多発テロ以降の公衆衛生機能の変化に関する文献として、以下のものを取り上げ、その内容を検討した。

2) Board on Health Promotion and Disease Prevention, Institute of Medicine. The Future of the Public's Health in the 21st Century. 2002.

3) The Century Foundation. Progress and peril. Bioterrorism preparedness dollars and public health. 2003.

2. 米国の健康危機管理法に関する研究

米国の健康危機管理に関する文献として、以下のものを取り上げ、その内容を検討した。

1) The Center for Law and the Public's Health at Georgetown and Johns Hopkins Universities: The Model State Emergency Health Powers Act.; A draft for discussion. Dec. 21, 2001. (米国モデル州法健康危機管理法)

2) National Conference of State Legislature: The Model State Emergency Health Powers Act; A checklist of issues. Jun, 2002. (米国モデル州法健康危機管理法項目チェックリスト)

3) James G. Hodge, Jr., Lawrence O. Gostin: The Model State Emergency Health Powers Act; A brief commentary. Jan 2002. (米国モデル州法健康危機管理法解説)

3. わが国の疾病構造の変化と公衆衛生行政に必要な機能に関する研究

“新しい公衆衛生”(New Public Health) および疫学上の“疫学的転換理論(流行変遷理論、Epidemiologic Transition Theory)に関する文献を検討した。

ついで、わが国の疾病構造について、近年の状況も踏まえて検討した。

さらに、感度や特異度、治療効果と有病率、疾病構成の分散化について理論的な分析を行った。

最後にそれらの検討を踏まえて、今後のわが国の地域保健行政に必要とされる機能について検討した。

(倫理面への配慮)

文献的検討なので、特に倫理上の問題は発生しないものと考えられる。

C. 研究結果・考察

1. New Public Healthに関する文献的研究

本研究では、生物テロを含む健康危機管理機能が重視される中で、今後のわが国の地域保健行政システムの再構築に資することを目的として、地域における公衆衛生の機能はどのよ

うにあるべきかを文献的に検討した。その結果、以下の点が明らかとなった。

- (1) 公衆衛生を歴史的にみると、環境段階、個別対応段階、治療段階という古典的な公衆衛生の段階を経て、New Public Healthの段階に達していること。
- (2) New Public Healthとは、衛生、環境、健康増進、個人またはコミュニティに対する予防サービスに基づき、臨床医療、リハビリテーションや介護などの幅広いサービスと結びついて、個人や社会の健康水準を維持・改善するための包括的アプローチであること。また、ヘルスセクターのみならず他の多くのセクターが関係し、国から市町村に至るまでの行政と様々なNGOが共通の目的と個別の目標をもって、システムティックに連携する必要があること。
- (3) 近年、公衆衛生の役割に対する社会的関心が低下する中、2001年の米国での同時多発テロや炭疽菌テロ、その後の世界的な新興・再興感染症の流行が、公衆衛生の重要性と同時に、公衆衛生インフラの不備を再認識させるきっかけとなったこと。
- (4) 公衆衛生従事者の中に、生物テロ対策を含む健康危機管理業務が中心となっていくことに対する期待と不安があること。
- (5) 健康危機管理業務の重視は、少なくともこれまでのNew Public Healthの枠組みを否定するものではないこと。ただ、将来体制整備されていく過程で、部分的にこの枠組みを超える可能性があること。また、健康危機管理業務の強化は、従来の業務を含む公衆衛生システム全体の強化に結びつける必要があること。
- (6) 体制強化の中心は、それを担う人材の育成であり、策定/分析、管理/交渉技能、経済学、コミュニケーション技能などを含む、多種多様な領域の能力を養成すべきであること。

2. 米国の健康危機管理法制に関する研究

バイオテロリズムを含む健康危機管理機能が重視される中で、今後のわが国の地域保健行政システムの再構築に資することを目的として、健康危機に備えて、具体的にどのような体制整備が必要とされるのかについてわが国の参考とするために、2001年12月に発表され、その後多くの州の健康危機管理法制に取り入れられた米国モデル州法健康危機管理法を分析した。その結果、以下の点が明らかとなった。

- (1) バイオテロリズム・感染症という対象分野と大規模あるいは長期の被害・リスクの高い発生確率という2つの尺度で公衆衛生上の緊急事態を定義していること。
- (2) 対象分野の範囲をバイオテロリズム、感染症を中心に自然災害、化学物質（攻撃・事故）、核（攻撃・事故）に限定していること。
- (3) 知事の任命権の下に公衆衛生上の緊急事態対応計画の策定委員会を義務づけていること。その計画の内容が、具体的かつ実地的であること。
- (4) 州知事に健康危機を宣言する権限を与えることによって、健康危機の発生が法的に明確になり、さらに緊急事態下における知事や公衆衛生当局の権限が保障されること。
- (5) 初期情報の収集・疑い例の追跡など緊急事態の検知について、医療従事者（薬剤師、獣医などを含む）等関係者の役割、情報の共有とその制限を明記していること。住民のプライバシーの保護に配慮していること。
- (6) 緊急事態下の情報公開について明記していること。
- (7) 緊急事態下での州や個人の責任と免責について明記していること。

わが国の公衆衛生上の健康危機管理体制を整備していく上で、事例発生の検知、情報の取

り扱い、プライバシーの保護、対応計画の整備、知事の権限、行政の責任と免責、情報の公開などの点で、米国モデル州法健康危機管理法は大きな示唆を与えるものと考えられた。

3. わが国の疾病構造の変化と公衆衛生行政に必要な機能に関する研究

20世紀後半以降、わが国の疾病構造の変動は、死亡率の低下・高齢化、また疾病の多様化という新しい段階に到達したことが確認された。また、有病率が低下した条件下では保健医療側の診断や治療の能力が同じであったとしても、診断・治療件数が増大し、治療の有効性が低下して保健医療に関する信頼が低下することが文献的、理論的に確認できた。

今後必要とされる“新しい公衆衛生”（New Public Health）の機能としては、対象の疫学的絞込みを目的とする“地域診断”が重要であり、また、保健医療情報の一元化と効率的利用が必要となる。このような“新しい公衆衛生”と“危機管理”とは相互に矛盾するものではなく、むしろ統一的に行われるべきものであろうことが推察された。

D. 結論

本研究では、生物テロを含む健康危機管理機能が重視される中で、今後のわが国の地域保健行政システムの再構築に資することを目的として、地域における公衆衛生の機能はどのようにあるべきかを文献的に検討した。その結果、以下の点が明らかとなった。

1. 公衆衛生を歴史的にみると、環境段階、個別対応段階、治療段階という古典的な公衆衛生の段階を経て、New Public Healthの段階に達していること。

2. New Public Healthとは、衛生、環境、健康増進、個人またはコミュニティに対する予防サービスに基づき、臨床医療、リハビリテーションや介護などの幅広いサービスと結びついて、個人や社会の健康水準を維持・改善するための包括的アプローチであること。また、ヘルスセクターのみならず他の多くのセクターが関係し、国から市町村に至るまでの行政と様々なNGOが共通の目的と個別の目標をもって、システムティックに連携する必要があること。

3. 2001年の米国での同時多発テロや炭疽菌テロ、その後の世界的な新興・再興感染症の流行が、公衆衛生の重要性と同時に、公衆衛生インフラの不備を再認識させるきっかけとなったこと。

4. わが国の公衆衛生上の健康危機管理体制を整備していく上で、事例発生の検知、情報の取り扱い、プライバシーの保護、対応計画の整備、知事の権限、行政の責任と免責、情報の公開などの点で、米国モデル州法健康危機管理法に参考とすべき点が多いこと。

5. 今後必要とされるNew Public Healthの機能としては、対象の疫学的絞込みを目的とする“地域診断”が重要であり、また、保健医療情報の一元化と効率的利用が必要となること。

6. 健康危機管理業務の重視は、少なくともこれまでのNew Public Healthの枠組みを否定するものではないこと。また、健康危機管理業務の強化は、従来の業務を含む公衆衛生システム全体の強化に結びつける必要があること。

E. 健康危険情報

なし

F. 研究発表

- 1) 曾根智史：国立保健医療科学院におけるリーダーシップ養成. 公衆衛生. 2004;68:438-422
- 2) 曾根智史：地域保健法を支える人づくりー国立保健医療科学院の教育訓練 公衆衛生
2005;69(2):106-9
- 3) 曾根智史：公衆衛生専門職のコンピテンシー. 新任時期の教育目標：求められる能力、
到達目標、行動目標. 保健医療科学 2006;55(2):118-127

G. 知的財産権の出願・登録状況

なし

厚生労働科学研究費補助金 地域健康危機管理研究事業

地域保健行政の再構築に関する研究

平成 16 - 18 年度 総合総括・分担研究報告書

平成 19 年 3 月 31 日発行

事務局

国際医療福祉大学

主任研究者 谷 修一